

# ユニット型特別養護老人ホーム (介護予防)短期入所生活介護 ご利用料金について

介護保険対象分の計算方法: (基本単位+加算額) × 日数 × 10.55 (地域単価) - 介護給付 (9割) = 自己負担額

◎ **自己負担額の目安** 併設型ユニット型(介護予防)短期入所生活介護費 (I) 介護保険対象 (1割負担)

要介護度		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
介護サービス利用料 (1割負担) ① ※1		552 円	685 円	735 円	806 円	884 円	958 円	1,030 円
生活費 (介護保険外の費用) ※3	食費 ② ※2	第1段階	300 円					
		第2段階	600 円					
		第3段階①	1,000 円					
		第3段階②	1,300 円					
		第4段階	1,500 円					
	滞在費 ③	第1段階	820 円					
		第2段階	820 円					
		第3段階①	1,310 円					
		第3段階②	1,310 円					
		第4段階	2,546 円					
合計金額 (1日あたり) ①+②+③	第1段階	1,672 円	1,805 円	1,855 円	1,926 円	2,004 円	2,078 円	2,150 円
	第2段階	1,972 円	2,105 円	2,155 円	2,226 円	2,304 円	2,378 円	2,450 円
	第3段階①	2,862 円	2,995 円	3,045 円	3,116 円	3,194 円	3,268 円	3,340 円
	第3段階②	3,162 円	3,295 円	3,345 円	3,416 円	3,494 円	3,568 円	3,640 円
	第4段階	4,598 円	4,731 円	4,781 円	4,852 円	4,930 円	5,004 円	5,076 円

上記に別途、加算料金、その他の費用(日用品代、理美容代、リース代等)が加算されます。

上記は1日の自己負担額の目安です。

端数処理の関係で、1日あたりの自己負担額 × 利用日数 = 請求額とは一致しない場合があります。

※1 介護保険の負担分が高額となる場合は、世帯状況により、負担上限限度額が設定される場合があります。

※2 1日あたりの金額となります。<内訳: 朝食400円 昼食550円 夕食550円>

※3 生活費(食費・居住費)のご利用者負担については、以下の基準で減額の制度があります。

区分(段階)	課税区分	対象者
第1段階	市民税 非課税	生活保護を受給されている方と、老齢福祉年金を受給されている方
第2段階	市民税 非課税	年金収入等80万円以下、預貯金額650万円以下(夫婦は1,650万円以下)
第3段階①	市民税 非課税	年金収入等80万円超120万円以下、預貯金額550万円以下(夫婦は1,550万円以下)
第3段階②	市民税 非課税	年金収入等120万円超、預貯金額500万円以下(夫婦は1,500万円以下)
第4段階	市民税 課税	上記対象条件以外の方

◎ **加算項目及びご利用者負担額** 介護保険対象 (1割負担)

送迎加算	195円/片道
機能訓練体制加算	13円/日
個別機能訓練加算	59円/日
看護体制加算	(I) 5円/日 (II) 9円/日 (III) 13円/日 (III) 7円/日 (IV) 14円/日 (IV) 14円/日
夜勤職員配置加算	(I) 14円/日 (II) 19円/日 (III) 16円/日 (IV) 22円/日
認知症専門ケア加算	(I) 3円/日 (II) 5円/日
認知症行動・心理症状緊急対応加算	211円/日
若年性認知症利用者受入加算	127円/日
緊急短期入所受入加算	95円/日
療養食加算	9円/回
生活機能向上連携加算	(I) 105円/月 (II) 209円/月
サービス提供体制強化加算	(I) 23円/日 (II) 19円/日 (III) 7円/日
介護職員処遇改善加算	合計単位数に加算率 (8.3%) を加算
特定処遇改善加算	合計単位数に加算率 (2.3%) を加算
介護職員等ベースアップ等支援加算	合計単位数に加算率 (1.6%) を加算

※ 要介護度、ご利用者負担段階に関わらず、一律料金が加算されます。

※ 上記以外に、ご利用者個々の状態に応じて算定される個別に算定される加算があります。